

水質汚濁防止法に基づく事業者の責務

工場・事業場から海や川へ排出される水の排出等を規制することによって水質汚濁の防止を図り、国民の健康の保護と生活環境を保全することなどを目的に定められた水質汚濁防止法（水濁法）に基づき、法の対象となる事業者は次のことを遵守する義務があります。

届出の義務

届出が必要な場合	期限	必要な届出
特定施設を設置しようとするとき	60日前まで	設置届出
届出にかかる施設の構造、設備、使用方法、汚水の処理の方法、排水の状況を変更しようとするとき	60日前まで	構造等変更届
氏名、名称、代表者の氏名、工場・事業場の名称及び所在地を変更したとき	変更した日から30日以内	氏名等変更届出
届け出た施設を承継（譲り受け・借り受け・相続・合併等）したとき	承継から30日以内	承継届出
特定施設や事業場を廃止したとき	廃止から30日以内	使用廃止届出

特定施設：法令で定められた、一定の要件を備える汚水又は廃液を排出する施設。

様式：長崎県HPに掲載されています。

電子申請→申請書ダウンロードサービス→県民生活環境部→地域環境課

罰則：届出をせず又は虚偽の届出をした者にはそれぞれ罰則が設定されています。

排水規制遵守義務

1. 一律排水基準

（1）有害物質

カドミウム、水銀など28物質について排水基準が定められています。

（2）生活環境項目

日平均排水量が50m³以上の特定施設に適用されます。

pH、BOD、CODなど15項目について排水基準が定められています。

川へ排出される場合はBOD、海へ排出される場合はCODが適用されます。

本明川（諫早湾干拓調整池）、一部湖沼、有明海、島原湾及び橘湾等へ

排水する事業場には窒素含有量、燐含有量の排水基準が適用されます。

2. 上乘せ排水基準

排水が本明川や諫早湾干拓調整池等へ流入する場合、BOD、COD、SSについて、より厳しい排水基準が定められています。基準は排水量等によって異なります。

罰則：排水基準違反者には罰則が設定されています。

自主測定義務

水質汚濁防止法に基づく特定施設の届出書に記載されている排出水の水質項目について1年に1回以上測定して記録し、それを3年間保存することが義務付けられています。
ご自身の事業場に適用される排水基準を確認し、毎年排出水の測定を行い、記録、保存しましょう。

1. 測定項目

- 排水基準が適用される項目の内、規則様式第1号別紙4（排出水の汚染状況及び量）に記載した項目（その他の項目については必要に応じて測定）

2. 測定・記録・保存

- 排水口ごとに年1回以上測定（ただし、雨水専用排出口は除く）
- 所定の様式に記録し、3年間保存

別紙 4（一部抜粋）

排出水の汚染状態及び量

工場又は事業場における 施設番号	種類・項目	No.1 排出口		No.2 排出口	
		通常	最大	通常	最大
排出水の汚染状態	pH				
	BOD				
	SS				
	T-N				
	T-P				
	硝酸性窒素等				
					
排出水の量 (m3/日)					
		通常	最大	通常	最大

規則様式第8

水 質 測 定 記 録 表

排出水の汚染状態（特定地下浸透水の汚染状態）

測定年月日 及び時刻	測定場所		特定施設の 使用状況	採 水 者	分 析 者	測定項目				備 考
	名称	排水量 (m ³ /日)								

備考 1 測定を事業者自らが行う場合は試料採取記録、結果計算表、測定野帳チャート
類等、外部に委託する場合は計量証明書等を添付すること。
(計量証明書を添付して保管する場合には、採水者、分析者及び測定項目の欄の
記載を省略できます。)

2 採水の年月日と分析の年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。

3 排出水の汚染状態及び特定地下浸透水の汚染状態は、分けて記載すること。

罰則：測定結果の記録・保存がされていない場合又は虚偽の記録をした場合30万円以下の罰金

事故時の措置

施設の破損等の事故が発生し、有害物質又は油を含む水が公共用水域へ排出され、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは直ちに応急の措置を講じるとともに、事故の概要を知事に届ける義務があります。なお、事故は人為的な事故に限らず、天災を含む不可抗力による事故を含みます。

【問い合わせ先】長崎県県南保健所 衛生環境課 環境保全班
〒855-0043 長崎県島原市新田町 3 4 7 - 9
TEL : 0957-62-3288 FAX : 0957-64-6520 E-Mail : s11620@pref.nagasaki.lg.jp